

告 示

埼玉県告示第六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・プライス東松山店

東松山市箭弓町一 十五 十三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八 八 外 計五者

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八 八 外 計四者

ハ 変更年月日

平成二十一年五月十七日外

ニ 届出年月日

平成二十二年十二月二十四日

二 縦覧期間

平成二十三年一月十四日から平成二十三年五月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年一月十四日から平成二十三年五月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課